

パートナーシップ制度

性的指向や性自認に関わらず、信頼し合えるパートナーと安心して暮らしていきたい。パートナーシップ制度とは、同性カップルを婚姻に相当する関係と公認し、異性間の婚姻と同様のサービスや社会的配慮を受けやすくするための制度です。日本では同性婚が認められていないため法的効力はありませんが、自治体が証明書を発行することで、例えば、病院での付き添いや同意、公営住宅への家族入居、生命保険の受け取り、携帯電話の家族割の適用などが可能になると言われています。何より大切なのは、自治体が認めることで、自己肯定感が高まり生きる力になること。

本市も多様性を尊重するまちづくりの一つとして、パートナーシップ制度の導入に向け取り組んでいます。便利だけれど寛容さが失われている現代、セクシュアルマイノリティに限らず、自分とは異なる個性を持つ他者を受け入れ、様々な価値観と触れ合うことが、生きづらさを解消する第一歩ではないでしょうか。

※パートナーシップ制度に関するパブリックコメントは、26ページをご覧ください。



岡崎市長
中根 康浩